

<ふくぎん>生体認証ICキャッシュカード特約 ※下線が追加・修正部分

改定前	改訂後
<p>お客さまが、ICチップへの生体認証情報の登録が可能である当行所定のICキャッシュカード(以下、「生体認証機能付ICキャッシュカード」という)を、<u>生体認証情報の登録を行って</u>ご利用される場合、この特約を適用します。</p> <p>1. 生体認証等の定義</p> <p>(1) 「生体認証」とは、本人の手指の静脈構造情報の特徴をデータ化した認証情報(以下「生体認証情報」という)を用いる当行所定の認証方式のことをいい、<u>当行との間の銀行取引</u>について本人であることの確認手段のひとつとしてこれを利用します。</p> <p>2. 生体認証情報登録済ICキャッシュカードの利用</p> <p>(1) 当行所定のATM(福銀キャッシュカード規定(個人のお客さま用)第1条に定める提携先のATMを含む)または当行本支店の窓口において、生体認証情報登録済ICキャッシュカードを利用して、払戻し・貸越・振込・<u>各種照会・諸届</u>その他当行所定の取引(<u>当行所定の手続きにより当行が承諾した場合に限る</u>。以下「払戻し等」という)を行う場合は、<u>当行が本人に交付したカードであることを確認し</u>、生体認証情報の照合を行ってその同一性を確認し、払戻し等を取り扱います。</p> <p>3. 生体認証情報データの変更・削除</p> <p>(1) 登録された生体認証情報の変更を行う場合は、書面その他当行所定の方法によって当行本支店の当行所定の窓口に出してください。当行は、当行所定の手続きにより、生体認証情報登録済ICキャッシュカードの提出を受け、登録された生体認証情報の変更を行います。</p> <p>(2) 当行が本人の求めに応じて生体認証機能付ICキャッシュカードの再発行に応じた場合、再発行を受けた生体認証機能付ICキャッシュカードには、再発行前のカードに登録されていた生体認証情報は引き継がれません。生体認証機能付ICキャッシュカードとして利用するためには、あらためて生体認証情報を登</p>	<p>※ 2025年4月1日より、当行ATMではご利用いただけません。一部他行の生体認証ATMで、ご利用いただける場合があります。</p> <p>お客さまが、ICチップへの生体認証情報の登録をした当行所定のICキャッシュカード(以下、「生体認証機能付ICキャッシュカード」という)をご利用される場合、この特約を適用します。</p> <p>1. 生体認証等の定義</p> <p>(1) 「生体認証」とは、本人の手指の静脈構造情報の特徴をデータ化した認証情報(以下「生体認証情報」という)を用いる当行所定の認証方式のことをいい、<u>銀行取引</u>について本人であることの確認手段のひとつとしてこれを利用します。</p> <p>2. 生体認証情報登録済ICキャッシュカードの利用</p> <p>(1) <u>他行生体認証ATM</u>において、生体認証情報登録済ICキャッシュカードを利用して、払戻し・貸越・振込・照会等(以下「払戻し等」という)を行う場合は、生体認証情報の照合を行ってその同一性を確認し、払戻し等を取り扱います。</p> <p>3. 生体認証情報データの変更・削除※2025年1月6日より変更の取扱中止</p> <p>(1) <u>登録されている生体認証情報の変更を行うことはできません。</u></p> <p>(2) 当行が本人の求めに応じて生体認証機能付ICキャッシュカードの再発行に応じた場合、<u>再発行した生体認証機能付ICキャッシュカードに生体認証情報登録はできません。</u></p>

改定前	改訂後
<p>録してください。</p> <p>(3) 登録された生体認証情報の削除を行う場合は、書面その他当行所定の方法によって当行本支店の当行所定の窓口に出してください。当行は、当行所定の手続きにより、生体認証情報登録済ICキャッシュカードの提出を受け、登録された生体認証情報の削除を行います。</p> <p>4. 障害時等の取扱い</p> <p>(1) 生体認証情報の照合等を行う当行所定の機器等に障害が生じた場合その他当行がやむを得ないと認める相当の事由がある場合は、本特約に規定する手続・取引を一時中止する場合があります。この場合、当行に故意あるいは重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。</p> <p>5. 代理人(以下「パートナー」という)によるカードの利用</p> <p>(1) 当行が認めることにより、生体認証機能付ICキャッシュカードのパートナーカードの発行を受けたパートナーは、本人の同意を得て、当該カードのICチップに当該パートナーの生体認証情報を登録することができます。</p> <p>6. 特約の終了</p> <p>この特約は、生体認証情報登録済ICキャッシュカードを当行に返却するとともに、<u>当該カードのICチップに登録された生体認証情報が削除された時に</u>、終了します。</p> <p>7. 個人情報等</p> <p>(1) 本人およびパートナーは、当行との間で生体認証情報登録済ICキャッシュカードを用いて取引するにあたり生体認証情報による本人確認を行うために、以下の事項を行うことに同意するものとします。</p> <p>① 当行が下記の場合に本人およびパートナーの生体認証情報を、生体認証機能付ICキャッシュカードに登録し、生体認証情報登録済ICキャッシュカードの生体認証情報を利用し、またはその情報を廃棄すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生体認証機能付ICキャッシュカードのICチップ内に生体認証情報を登録するとき 2. 生体認証情報登録済ICキャッシュカードのICチップ内に登録された生体認証情報を変更・確認するとき 3. 生体認証情報登録済ICキャッシュカードの 	<p>(3) 登録された生体認証情報の削除を行う場合は、<u>キャッシュカードの再発行手続きが必要となります</u>。</p> <p>4. 障害時等の取扱い</p> <p>(1) 生体認証情報の照合等を行う<u>他行生体認証ATM</u>に機器等に障害が生じた場合その他当行がやむを得ないと認める相当の事由がある場合は、本特約に規定する手続・取引を一時中止する場合があります。この場合、当行に故意あるいは重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。</p> <p>5. 代理人(以下「パートナー」という)によるカードの利用</p> <p><u>(1) 抹消</u></p> <p>6. 特約の終了</p> <p>この特約は、生体認証情報登録済ICキャッシュカードを当行に返却すると、終了します。</p> <p>7. 個人情報等</p> <p>(1) 本人およびパートナーが<u>他行生体認証ATM</u>における取引において、<u>生体認証情報登録済ICキャッシュカードを使用して、他行生体認証ATMによる本人確認がなされる場合、本人およびパートナーの生体認証情報を当行が生体認証情報登録済ICキャッシュカードにより確認してこれを利用することに同意するものとします</u>。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 抹消 ② 抹消

改定前	改訂後
<p style="text-align: center;">利用を取りやめるとき</p> <p>② 本人およびパートナーが当行との取引において、生体認証情報登録済ICキャッシュカードを使用して、当行所定の機器による本人確認がなされる場合、当行が本人およびパートナーの生体認証情報を生体認証情報登録済ICキャッシュカードにより確認してこれを利用すること。</p> <p>(2) 生体認証情報登録済ICキャッシュカードのICチップ内には、生体認証情報が暗号化された状態で記録・保存されていますので、カードは大切に保管すること。</p>	<p>(2) 生体認証情報登録済ICキャッシュカードのICチップ内には、生体認証情報が暗号化された状態で記録・保存されていますので、カードは大切に<u>保管するもの</u>とします。</p> <p>(4) <u>カード利用終了時(本特約終了時)において、生体認証情報は当行にて廃棄します。(新設)</u></p>